

# 神奈川県下における 建設業労働災害の現状と対策

平成 29 年版（平成 28 年労働災害のとりまとめ）

誰もが安心して健康に働くことができる社会を実現するために！  
（第 12 次労働災害防止計画スローガン）



## 建設業における災害防止のポイント

- 元方事業者・関係請負人それぞれ役割に応じたリスクアセスメントの実施の徹底
- 墜落・転落災害防止対策の徹底  
（足場に係る改正労働安全衛生規則の順守、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の徹底、足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策の徹底、ハーネス型安全帯の普及促進）
- 「安全の見える化」の積極的な取組による、労働者の安全意識の向上、安全活動の活性化の徹底
- 建設資材等のトラック積込み、積卸し時における荷台からの墜落・転落災害防止の徹底
- 熱中症予防対策の徹底
- 解体・改修工事等における石綿ばく露防止対策の徹底

神奈川県労働局労働基準部

# 目 次

1	労働災害の推移	… 1
2	工事種別の災害発生状況	… 2
3	事業規模別の災害発生状況	… 3
4	年齢階層別の災害発生状況	… 3
5	経験年数別の災害発生状況	… 4
6	現場入場日数別の死亡災害発生状況	… 4
7	事故の型別の災害発生状況	… 5
8	起因物別の災害発生状況	… 5
9	木造家屋等建築工事における災害発生状況	… 6
10	公共工事等における災害発生状況	… 7
11	月別の死亡・死傷災害発生状況	… 8
12	熱中症災害発生状況	… 8
13	平成28年における建設業の死亡災害の概要	… 9～11
14	第12次労働災害防止計画の概要	… 12
15	労働契約法で規定する安全配慮義務	… 12
16	建設業の交通労働災害の防止	… 13
17	建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要	… 14
18	はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！	… 15～18
19	斜面崩壊による労働災害防止対策に関するガイドライン	… 19
20	山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン概要	… 20
21	シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン概要	… 21、22
22	足場からの墜落防止のための措置を強化します 足場からの墜落防止のためのより一層の取組みのお願いについて	… 23～30
23	「ロープ高所作業」での危険防止のための労働安全規則の改正	… 31～33
24	正しく使おう フルハーネス（フルハーネス型安全帯の使用）	… 34～38
25	STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	… 39、40

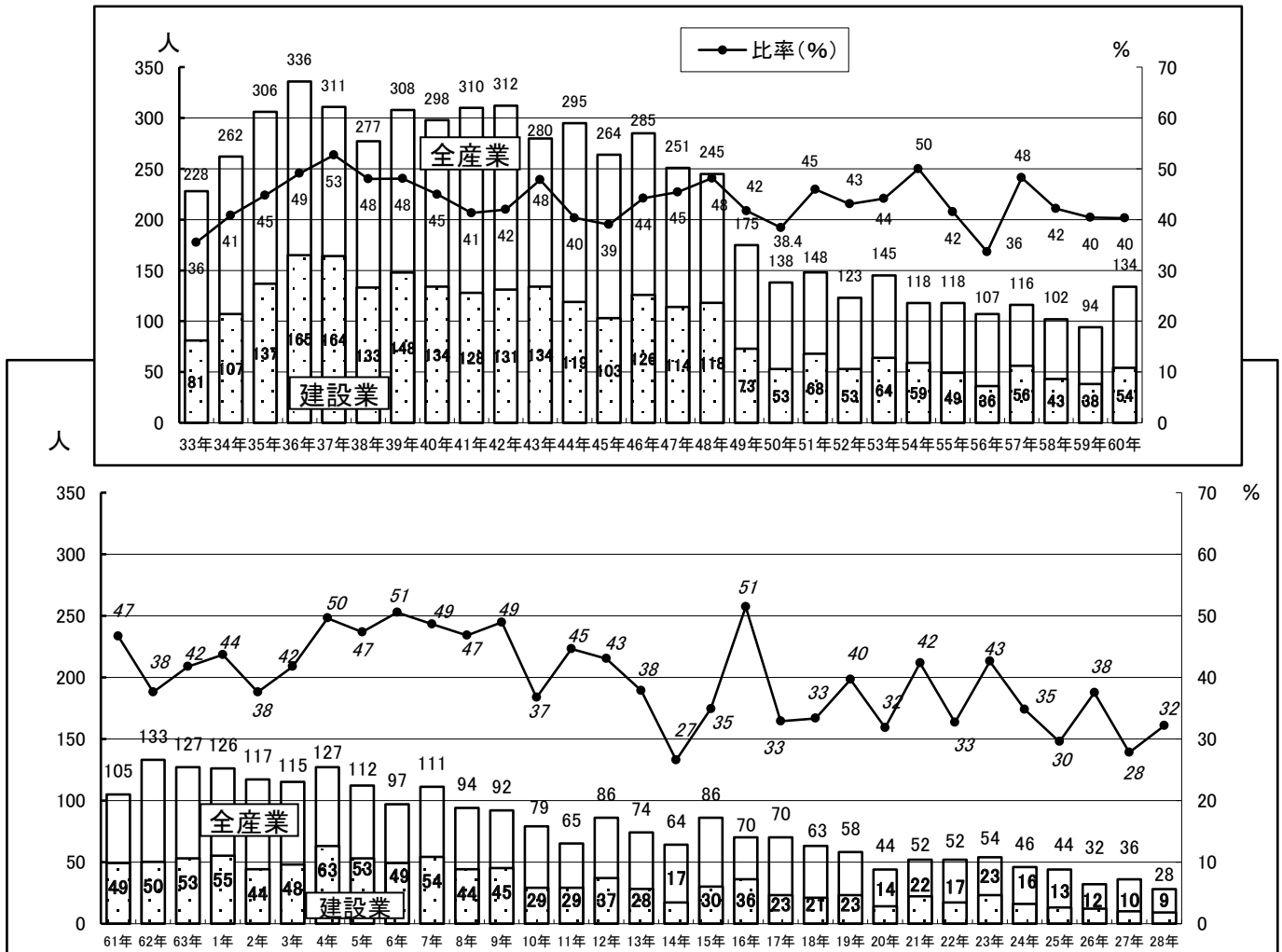
裏面（付録）「安全の見える化」の推進について

備考 労働災害統計等は、労働者死傷病報告を基礎資料としている。なお、死亡災害については、災害速報による。死亡災害の概要は、同種災害防止を目的として作成したものであり、発生状況等に推定が含まれます。

\* 以下のグラフ又は文章において端数処理の関係で割合の合計が100%になっていない場合があります。

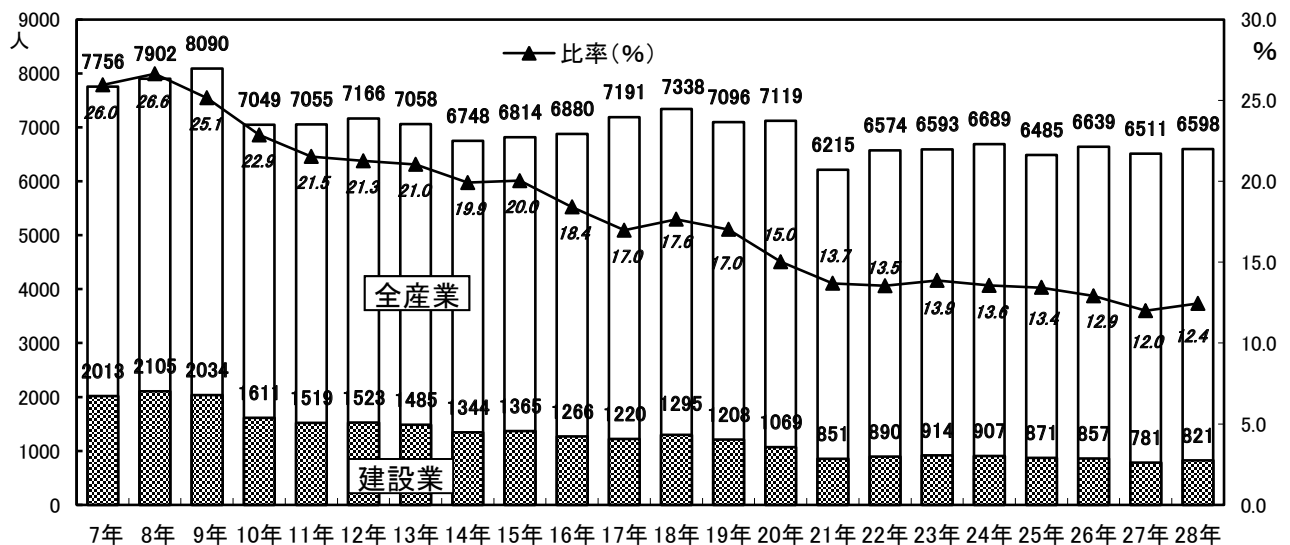
# 1 労働災害の推移

図1 労働災害による死亡者数の年次別推移



建設業の死亡者数は図1のとおり、昭和36年から昭和56年まで減少傾向にあったが、その後横ばいの状態となった。平成10年に初めて30人を下回り、平成23年まで増減を繰り返していたが、平成24年以降減少し、平成28年は過去最少の9人となった。

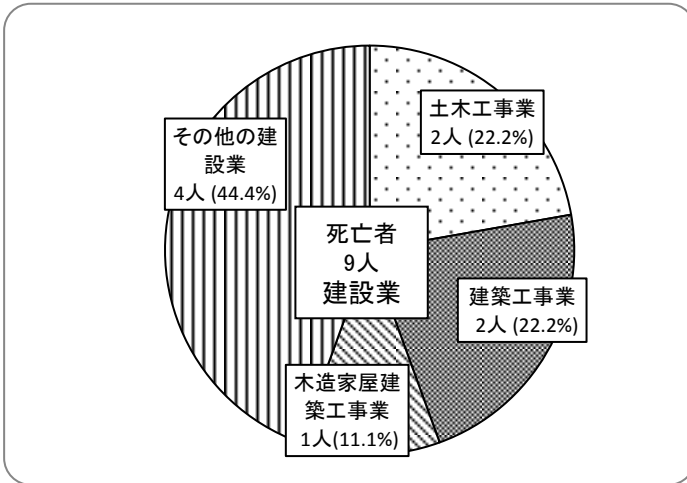
図2 死傷者数の年次別推移



建設業の死傷者数は図2のとおり長期的には減少傾向にあって、平成24年以降連続して減少し、平成27年は過去最少の781人となっていたが、平成28年は過去2番目に少なかったものの死傷者数は821人、全産業に占める比率は12.4%に増加した。

## 2 工事種別の災害発生状況

図2-1 平成28年 建設業・工事種別の死亡者



(参考) 平成28年 全産業・業種別の死亡者

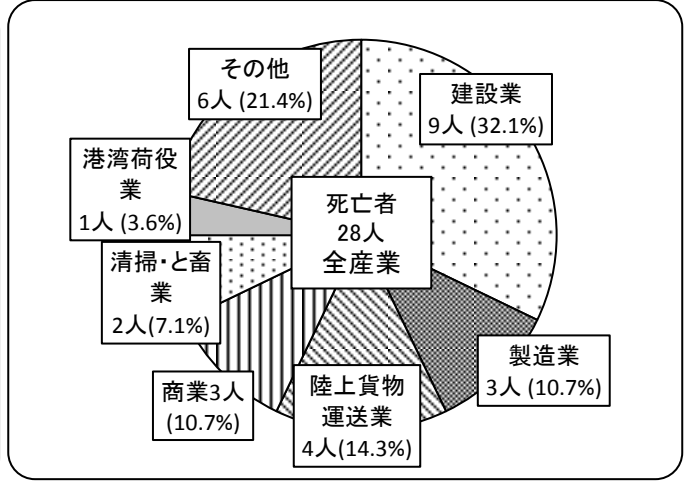
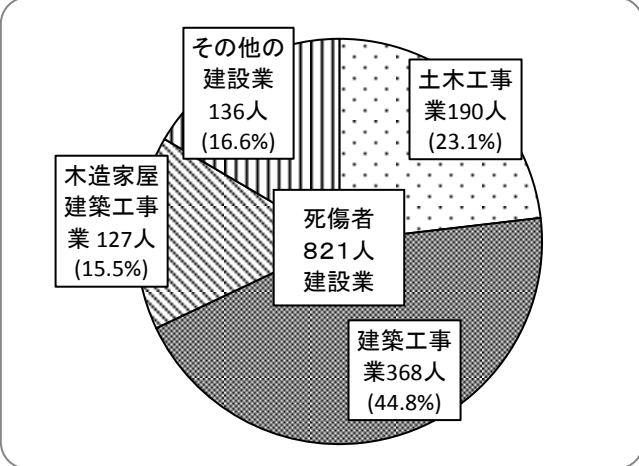
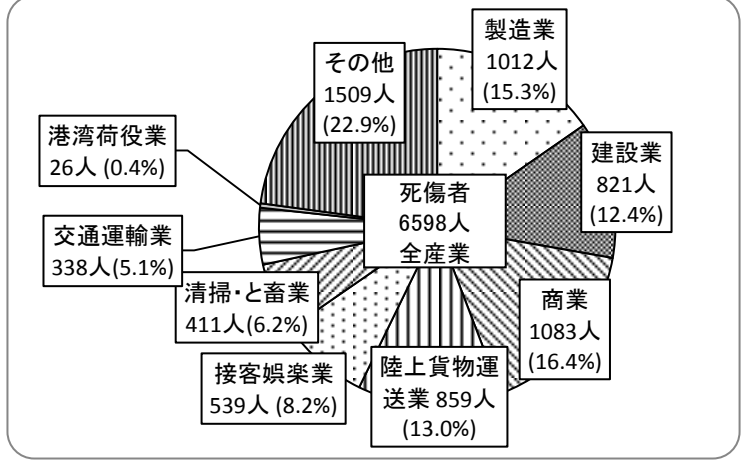


図2-2 平成28年 建設業・工事種別の死傷者



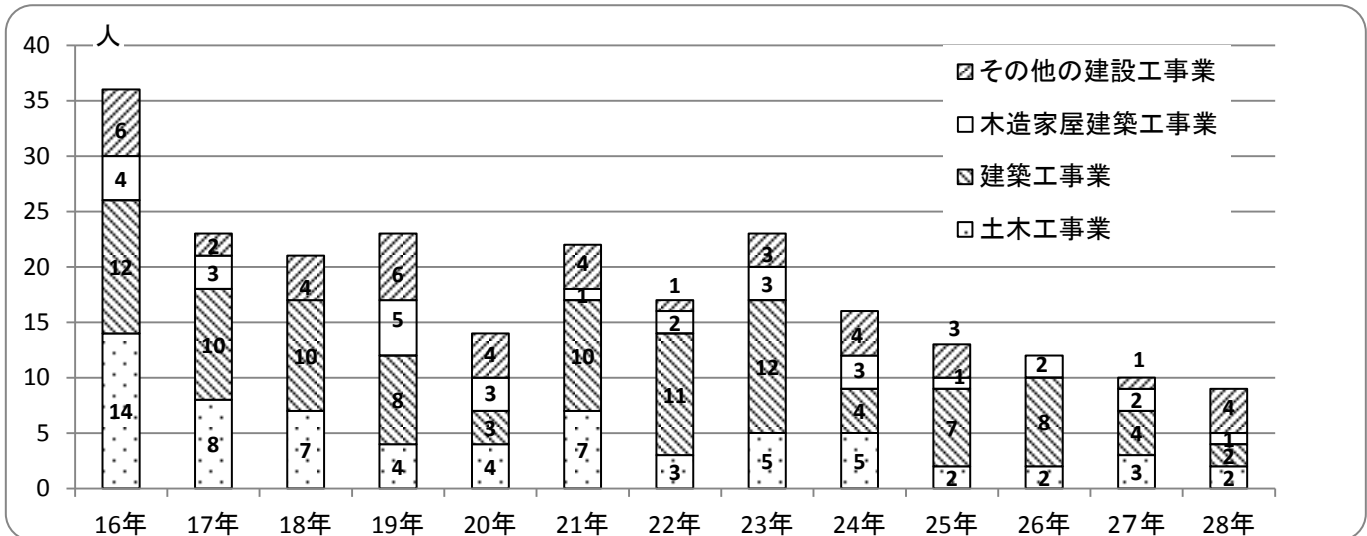
(参考) 平成28年 全産業・業種別の死傷者



工事種別の死亡者数は、図2-1のとおり建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が2人(22.2%)、土木工事業が2人(22.2%)、木造家屋建築工事業が1人(11.1%)であった。

工事種別の死傷者数においても図2-2のとおり建築工事業(木造家屋建築工事業を除く)が368人と最も多く建設業全体の44.8%を占め、次いで土木工事業の190人(23.1%)、木造家屋建築工事業が127人(15.5%)、その他の建設業136人(16.6%)の順であった。この内訳の比率は平成27年とほぼ同じであった。

図2-3 工事種別の死亡者の推移



### 3 事業規模別の災害発生状況

図3-1 平成28年 規模別の死亡者

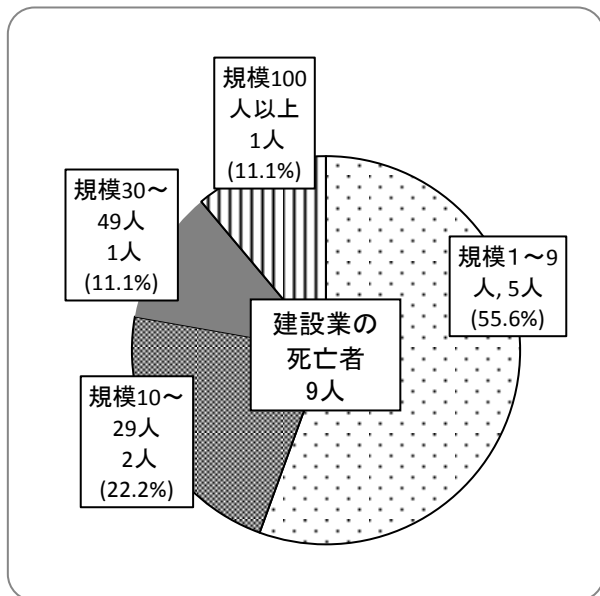
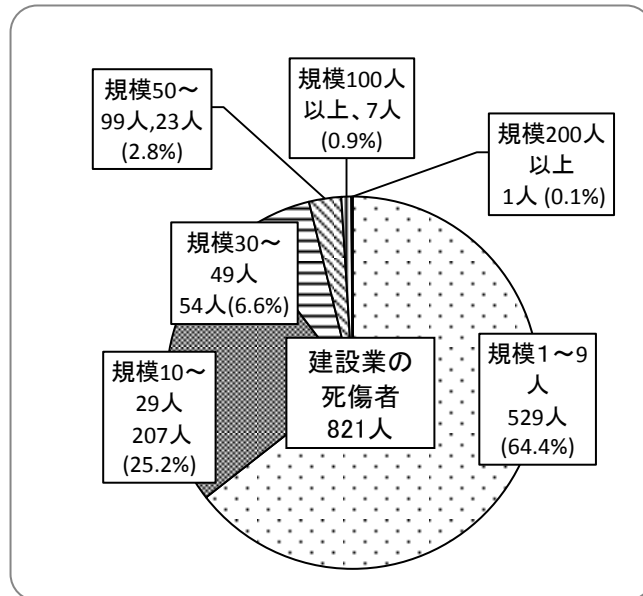


図3-2 平成28年 規模別の死傷者



事業場規模別の死亡者数は図3-1のとおり事業場規模10人未満が5人(55.6%)、10～29人が2人(22.2%)となった。

事業場規模別の死傷者数は図3-2のとおり、10名未満の事業場が529人と最も多く建設業全体の64.4%を占め、次いで事業場規模10～29人の207人(25.2%)、30～49人の54人(6.6%)の順であり、建設業の死傷災害全体の96.2%が規模50人未満の事業場において発生している。平成28年の死亡災害9人については、図3-1のとおり事業場規模10人未満が5人(55.6%)、10～29人が2人(22.2%)となった。

### 4 年齢階層別の災害発生状況

図4-1 平成28年 年齢階層別の死亡者

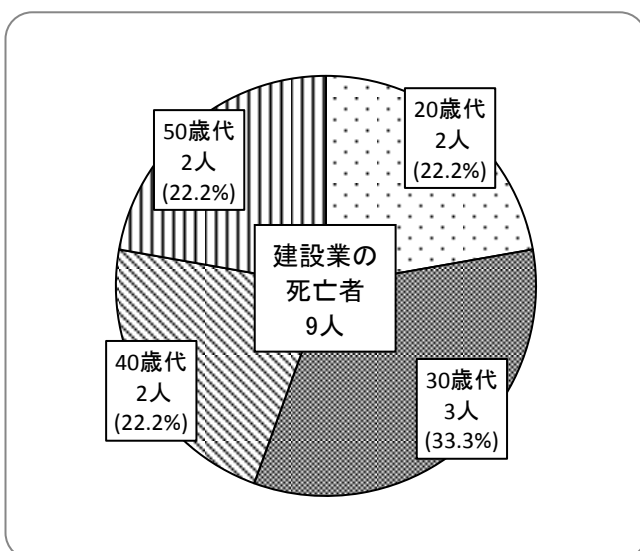
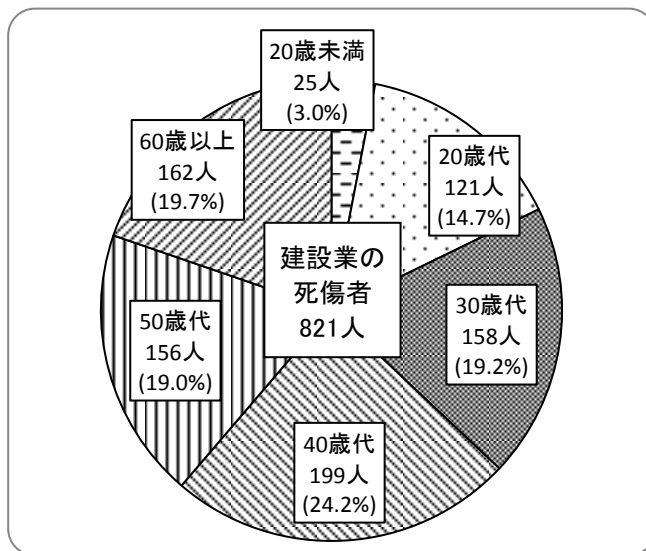


図4-2 平成28年 年齢階層別の死傷者



年齢階層別の死亡者数は、図4-1のとおり30歳代の労働者が3人で3分1を占め、20歳代、40歳代、50歳代が各2人(各22.2%)であった。

年齢階層別の死傷者数は、図4-2のとおり40歳代が199人と最も多く全体の約4分の1、60歳以上の162人、30歳代の158人、50歳代の156人と続いている。

# 5 経験年数別の災害発生状況

図5-1 平成28年 経験年数別の死亡者

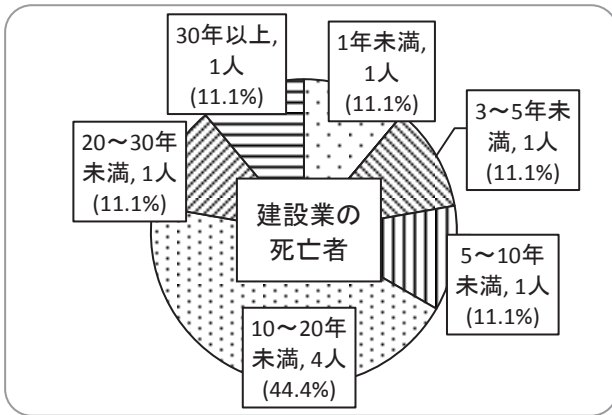


図5-2 平成28年 経験年数別の死傷者

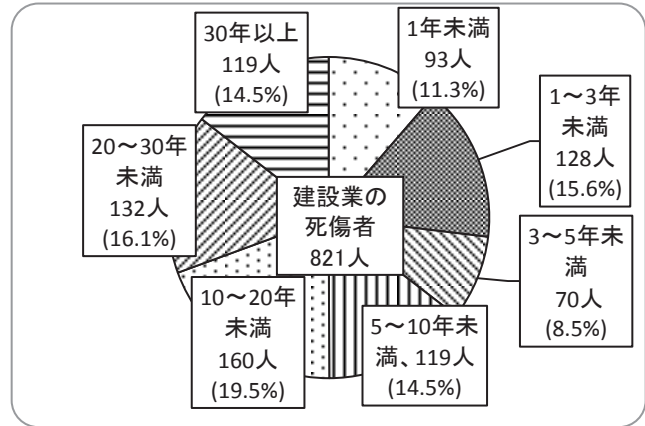
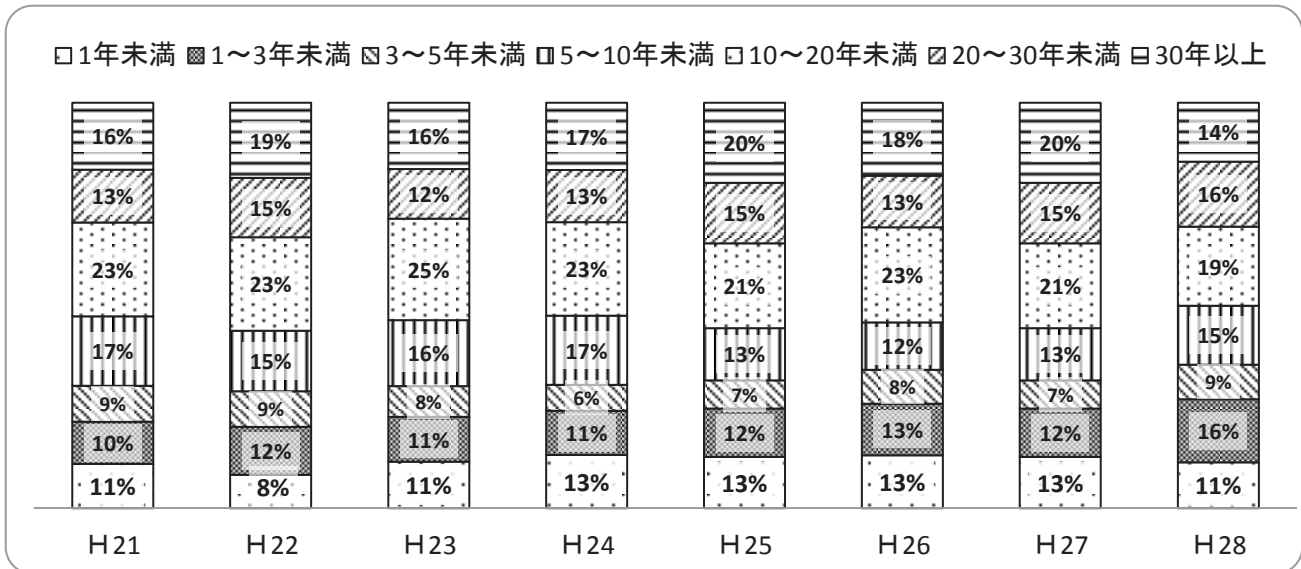


図5-3 経験年数別の死傷者推移



経験年数別の死亡者数は図5-1のとおりであり、平成28年においては、経験年数10年以上20年未満の者が4人で44.4%を占めていた。

死傷者数は、図5-2のとおり10年以上20年未満が160人と最も多く全体の19.5%を占めていた。また、図5-3のとおり、平成28年も例年同様、10年以上のベテランの死傷者全体に占める割合が全体の半数以上を占めていた。

# 6 現場入場日数別の死亡災害発生状況

図6-1 平成28年 現場入場日数別死亡者

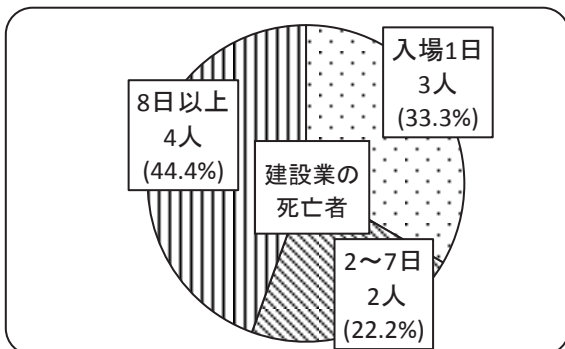
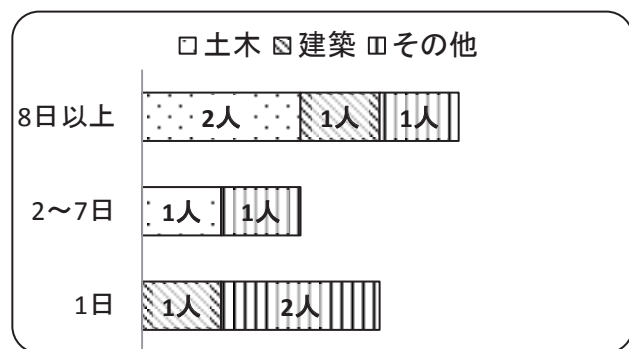


図6-2 平成28年 工事種別現場入場日数別死亡者



現場入場日数別の死亡災害発生状況は、図6-1のとおり入場1日目に3人(3分の1)が亡くなっている。現場入場後2~7日の死亡が2人であったので、入場1週間以内の死亡者数は5人(55.6%)となった。

工事種別発生状況は、図6-2のとおりであり、現場入場後8日以上建築工事の1人は、現場作業を終えて会社指定の駐車場に戻る途中の交通事故である。

# 7 事故の型別の災害発生状況

図7-1 平成28年 事故型別の死亡者

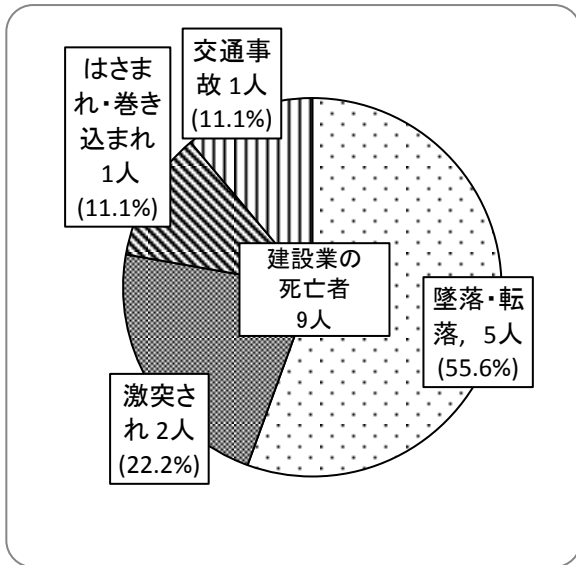
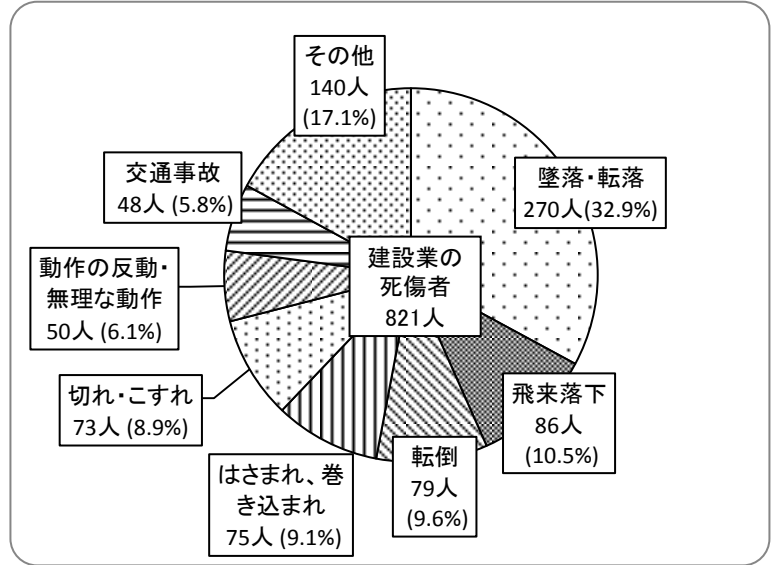


図7-2 平成28年 事故型別の死傷者



事故の型別災害の死亡者数は、図7-1のとおり「墜落、転落」が5人(55.6%)を占めており最も多かった。

事故の型別災害の死傷者においても、図7-2のとおり「墜落、転落」が270人(32.9%)と最も多く全体の約3分の1を占めている。以下多い順から「飛来・落下」86人(10.5%)、「転倒」79人(9.6%)、「はさまれ・巻き込まれ」75人(9.1%)、「切れ・こすれ」73人(8.9%)、「動作の反動・無理な動作」50人(6.1%)、交通事故48人(5.8%)であった。

なお、建設業における足場からの墜落防止措置を強化するため、平成27年5月20日付けで「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」が改正され、さらに、平成27年7月1日に改正労働安全衛生規則が施行されたが、平成28年の「墜落・転落」災害については、死亡者数が平成27年の4人より1人多い5人、また、死傷者数が平成27年の272人より2人少ないという状況であったため、被災者数を減少させるためには、総合対策推進要綱及び改正安衛則による墜落・転落災害防止措置を徹底をしていく必要がある。

# 8 起因物別の災害発生状況

図8-1 平成28年 起因物別の死亡者

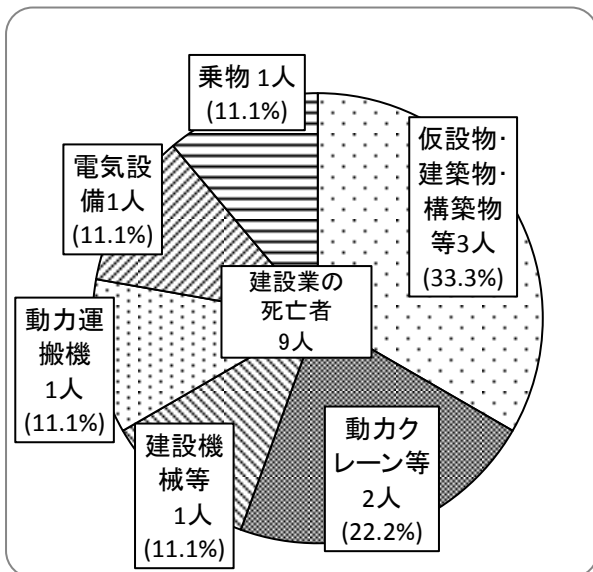
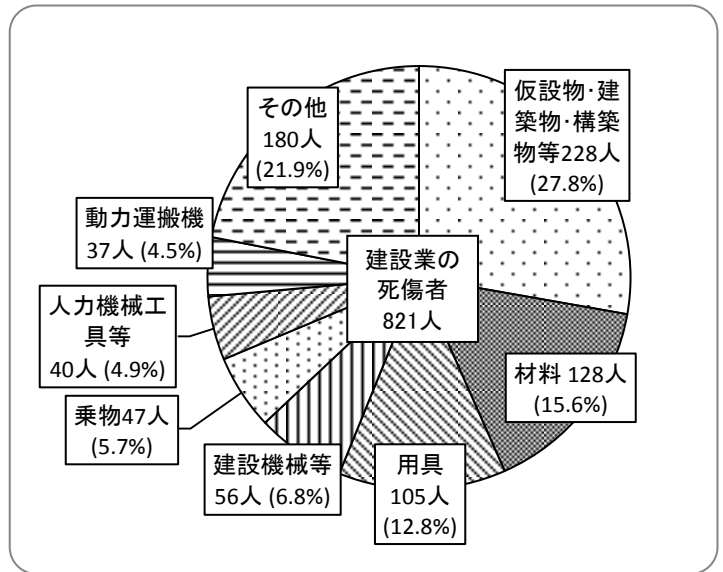


図8-2 平成28年 起因物別の死傷者

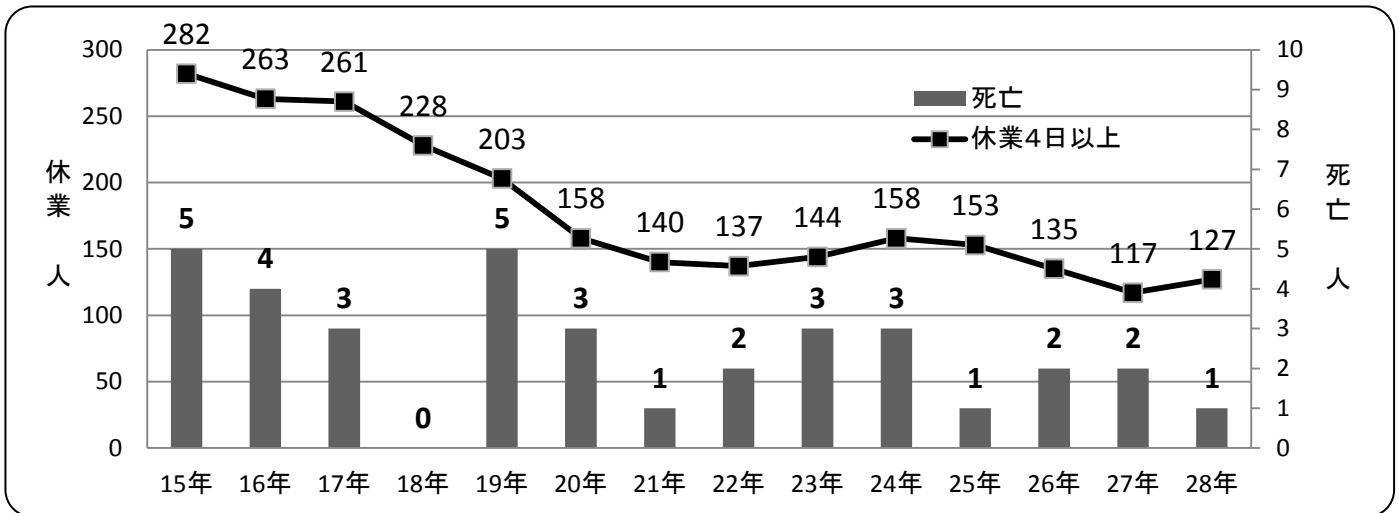


起因物別の死亡者数は、事故の型別で「墜落・転落」災害が多いことにより、図8-1のとおり、「仮設物、建築物、構築物等」が3分の1を占めていた。「墜落、転落」の場合の起因物となる足場、屋根、作業床等は「仮設物、建築物、構築物等」の分類に含まれる。

死傷者数においても、「墜落・転落」災害が多いことにより、起因物としても「仮設物、建築物、構築物等」が最も多く、228人で全体の27.8%を占めていた。2番目以降は「材料」128人(15.6%)、「用具」105人(12.8%)、「建設機械等」56人(6.8%)、「乗物」47人(5.7%)の順であった(図8-2)。脚立、はしご、ロープ等は「用具」の分類に含まれる。

# 9 木造家屋等建築工事における災害発生状況

図9-1 木造家屋建築工事における死亡者数推移（平成15年～平成28年）



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-1のとおり平成22年まで減少していたが、23年、24年と2年連続で増加し、平成25年以降平成27年までは減少していたが、平成28年の死傷者数は過去2番目に少なかったものの前年より10人増加した。

木造家屋等建築工事における死亡者数は、平成23年以降1人から3人の間で増減を繰り返しており、平成28年は平成21年、25年と同数の1人であった。

なお、木造家屋等建築工事における平成15年以降の死亡者35人について事故の型をみると、「墜落、転落」災害が25人であり死亡者全体の71.4%を占めている。

木造家屋等建築工事における重篤な災害を防止するには、墜落防止対策の徹底が最も優先度が高いことから、建方作業に先行して足場を設置する「足場先行工法」の実施が重要である。（望ましい足場の設置基準、施工手順及び留意事項等が示された『足場先行工法に関するガイドライン』が平成18年2月に改正されている。）

図9-2 平成28年 事故の型別の死傷者

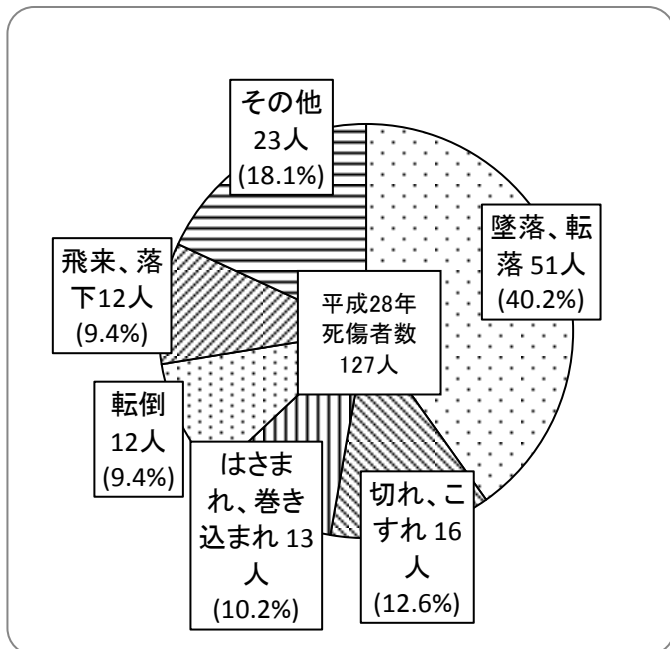
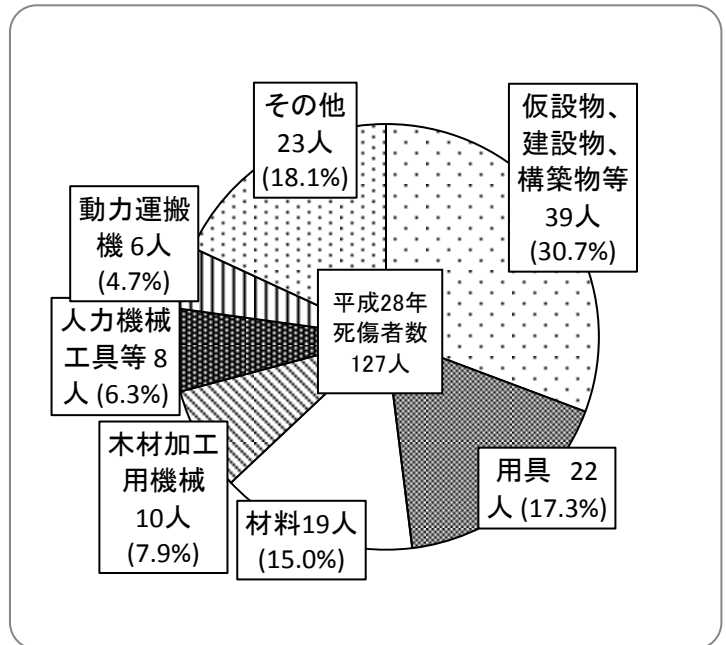


図9-3 平成28年 起因物別の死傷者



木造家屋等建築工事における死傷者数は、図9-2のとおり事故の型別では「墜落、転落」が51人と最も多く全体の40.2%を占めており、2番目以降は「切れ、こすれ」16人(12.6%)、「はさまれ、巻き込まれ」13人(10.2%)、「転倒」12人(9.4%)、「飛来、落下」12人(9.4%)であった。

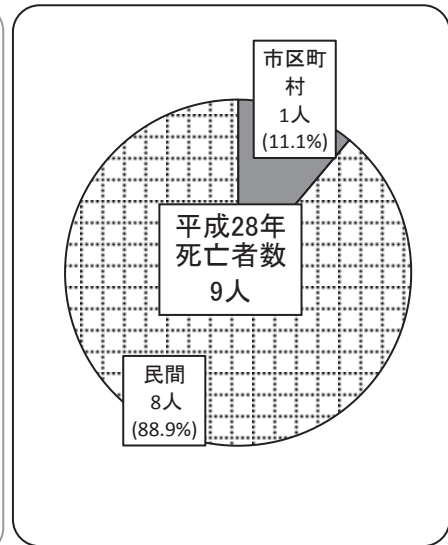
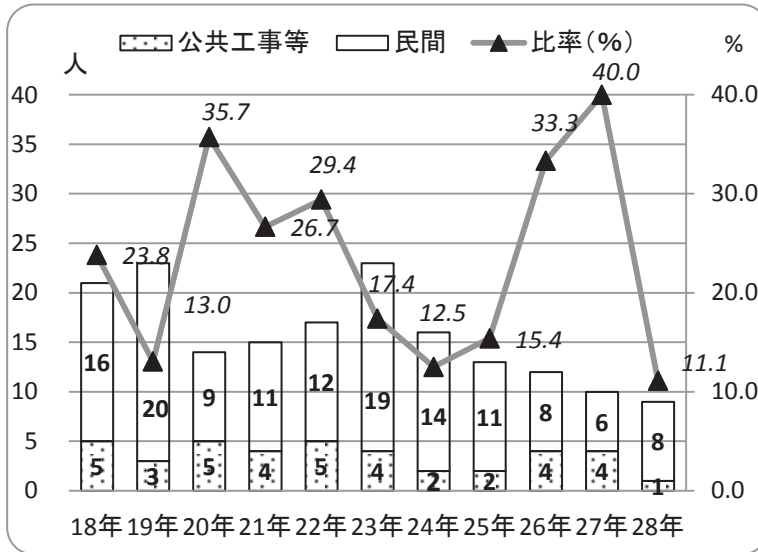
起因物別では、図9-3のとおり「仮設物、建築物、構築物等」の死傷者数が39人と最も多く全体の30.7%を占めており、2番目以降は「用具」22人(17.3%)、「材料」19人(15.0%)、「木材加工用機械」10人(7.9%)の順となった。



# 10 公共工事等における災害発生状況

図10-1 公共工事等における死亡者数・比率

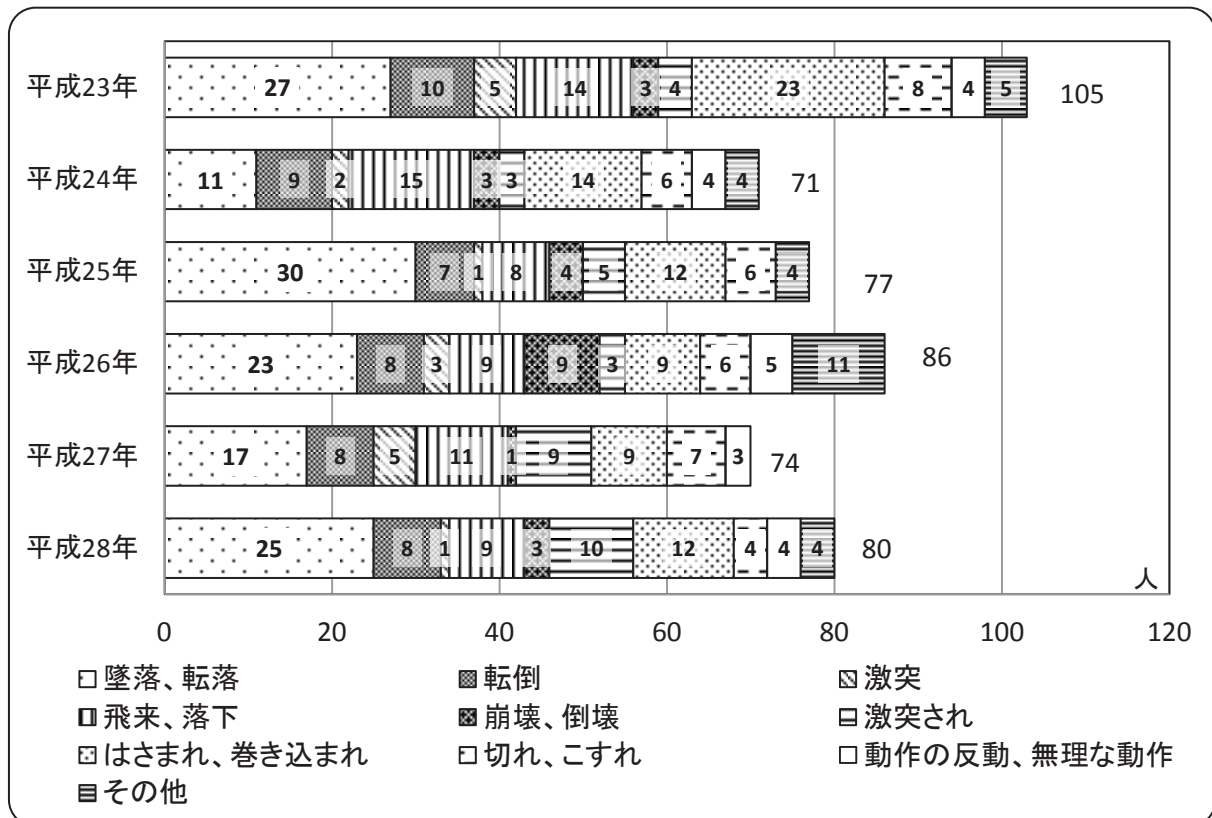
図10-2 平成28年 発注者別死亡者



平成28年の建設業における死亡者9人のうち、公共工事等で発生したのは、1人(11.1%)で、市発注の工事であった。

公共工事等における死亡者数は、平成23年以降平成27年度まで、2人から4人の間で推移していたが、平成28年は1人となった。

図10-3 公共工事等における事故型別の死傷者

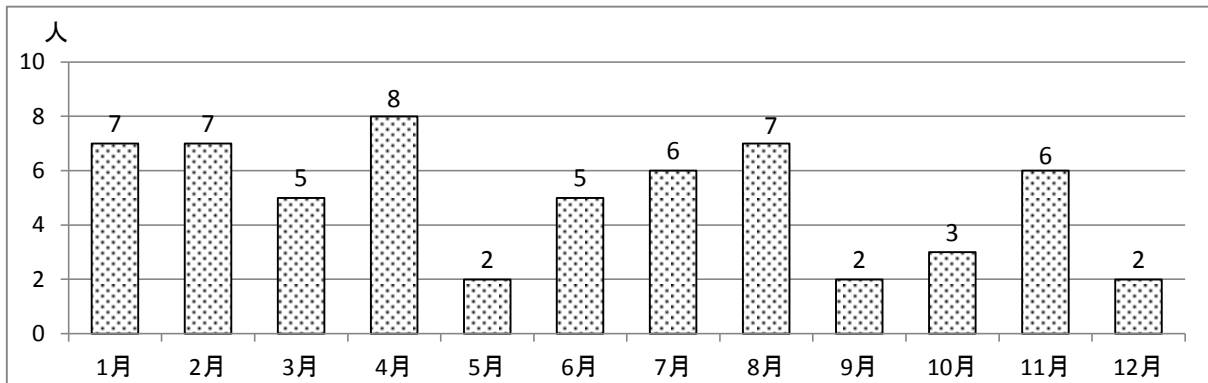


平成28年の公共工事等における死傷者は80人であり、建設業全体(821人)の9.7%を占めていた。公共工事等における発注者別の内訳は国7人(8.8%)、地方公共団体(県および市区町村)68人(85.0%)、公団5人(6.3%)であった。工事種別の内訳は土木工事業が57人(71.3%)、建築工事業が17人(21.3%)、その他の建設業が6人(7.52%)であった。

平成28年の公共工事等における死傷者80人について、事故の型別では、「墜落、転落」が25人(31.3%)と最も多く、2番目以降は「はさまれ、巻き込まれ」の12人(15.0%)、「激突され」10人(12.5%)、「飛来・落下」9人(11.3%)となった。

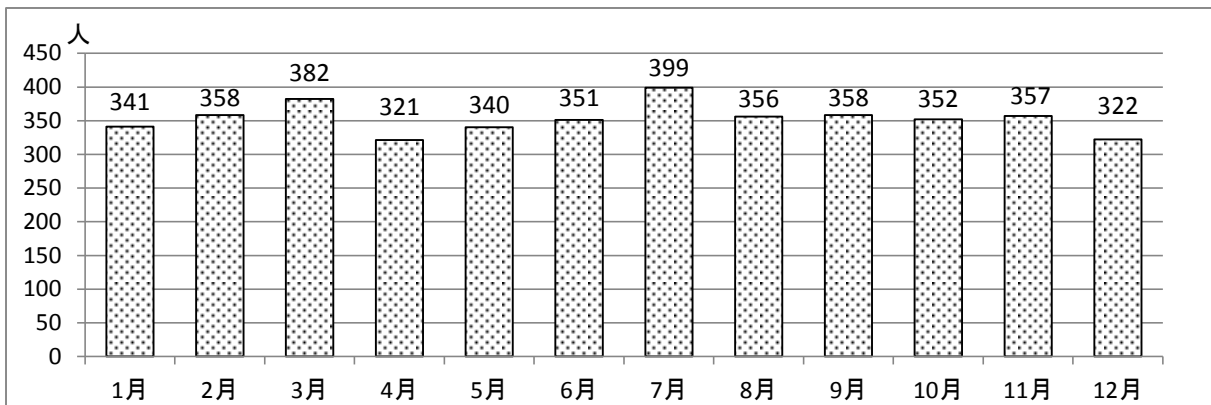
# 11 月別の死亡・死傷災害発生状況

図11-1 月別の死亡災害発生状況(平成24年～平成28年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死亡災害発生状況(5年間月別累計)は図11-1のとおりであり、1月、2月、8月の気温による作業条件が厳しい時期と4月に多く発生した。

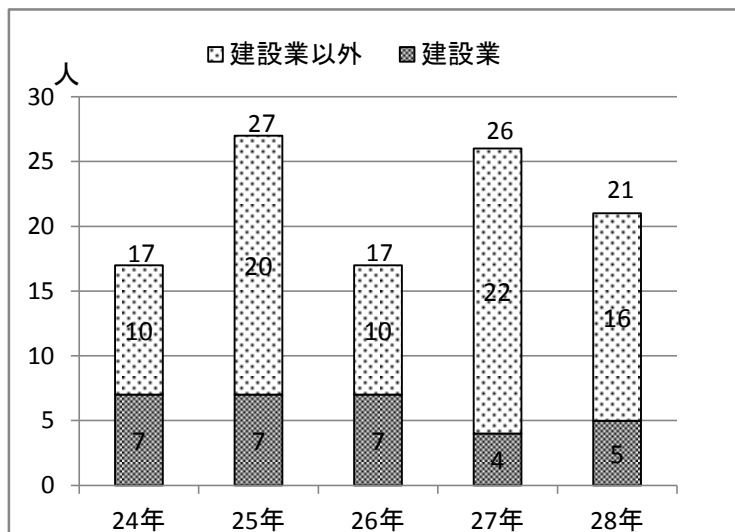
図11-2 月別の死傷災害発生状況(平成24年～平成28年(過去5年)の月別累計)



過去5年間の月別死傷災害の発生状況(5年間月別累計)は図11-2のとおりであり、3月と7月に多く発生した。

# 12 熱中症災害発生状況

図12 平成24年～平成28年 熱中症災害発生状況 (年別死傷災害発生状況)



- 熱中症を予防するために
- ①冷房を備えた休憩場所、日陰などの涼しい休憩場所を確保する。
  - ②氷、冷たいおしぼりなどの身体に適宜に冷やすことのできる物品や設備を配置する。
  - ③暑さ指数(WBGT値)を活用する。(WBGT値:温度、湿度、輻射熱の3つを取り入れた指標)
  - ④日常の体調管理を徹底し、脱水症状を起こす誘因になりかねない作業前日の夜遅くまでの深酒を避け、作業に備えた十分な睡眠を確保する。

過去5年間の建設業、建設業を除く全業種の死亡及び休業4日以上熱中症の発生状況は図12のとおりである。

熱中症による死亡災害については、平成24年以降において、平成25年に3人、26年に1人発生している。

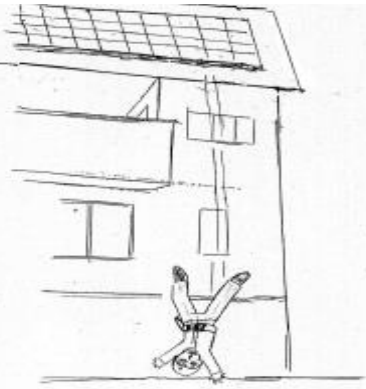
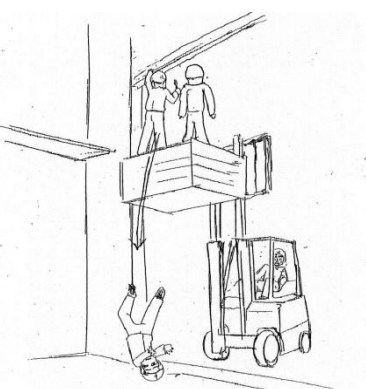
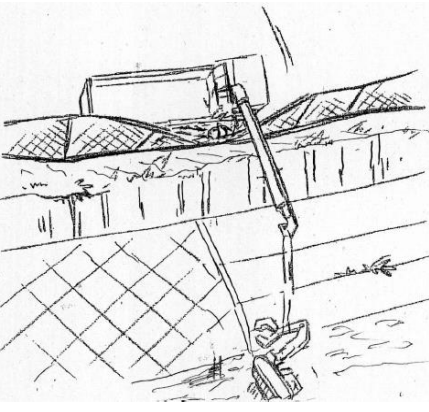
平成26年の1人は建設業において発生したもので、解体作業に従事していた作業員が、昼休み前に気分が悪くなり熱中症で死亡したものの。

厚生労働省は、災害防止団体とともに、熱中症予防の徹底を図ることを目的として、平成29年5月1日から9月30日までの期間を「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開している。

# 13 平成28年における建設業の死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業 種 発注関係 事業場規模	起 因 物 事故の型	発 生 状 況 災害防止のポイント
1	2月 16時頃	その他の建設業 民間 10～29名	送配電線 墜落、転落	<p>(発生状況) 高さ59.9mの送電線用鉄塔の骨組み部材を一部取り替える作業において、鉄塔の横架材上を移動していた被災者が高さ約24.3m地点から地上に墜落した。移動時に安全帯のフックを掛けた別の横架材は取り替え予定のもので、片側のボルトが外されて固定されていなかったため、墜落時に当該箇所から安全帯のフックが外れ、安全帯による墜落阻止措置ができなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) ①取り外す予定の部材には、テープ等で目印を付け、作業者が安全帯のフックを掛けないようにする。 ②取替え又は取替により影響がある部材は脱落等の危険があるため、別途、作業者の移動範囲に合わせた親綱を張り、安全帯のフックを掛けるようにする。 ③鉄塔の内側部分に一定の高さごとに墜落防止用の水平ネットを設ける。</p>
2	3月 13時頃	建築工事業 民間 1～9名	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) RC4階建て共同住宅の改修工事において、荷を屋上に揚げるため外部足場に設置したウインチを移設する作業をしていた際、屋上への荷取入れ口（足場の手すりを取り外してできた足場外側の開口部）から、11.2m下の地面に墜落した。墜落時、被災者は保護帽、安全帯は着用していなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) ①資材の荷揚げ、荷下ろし作業を安全に行うため、エレベーターや移動式クレーンを使用し、作業者の墜落の危険を少なくすること。 ②巻上装置の荷取入れ口の開口部に設置する墜落防止設備（手すり等）は、荷取入れ作業中以外外さないこと。 ③作業者に対し、保護帽及び安全帯の着用を徹底し、墜落の危険がある作業では安全帯の使用を徹底すること。</p>
3	4月 10時頃	土木工事業 民間 10～29名	掘削用機械 激突され	<p>(発生状況) 上下水道の配管設置工事において、ドラグ・ショベルによる掘削作業中、1.5mの深さまで掘削を終え、掘削溝内に土止め用鋼矢板を設置するために鋼矢板の上部をドラグ・ショベルのバケットで押し込んでいたところ、バケットが鋼矢板から外れて、掘削溝内で補助作業を行っていた被災者に激突した。</p> <p>(災害防止のポイント) ①ドラグ・ショベルと接触によるおそれのある作業、狭隘な掘削溝内など接触による回避が困難な箇所での作業を行わない作業方法に改めること。（土止め先行工法の採用等） ②ドラグ・ショベルを運転中は、原則作業者の立入禁止措置が図れるような作業計画を作成すること。 ③ドラグ・ショベルの周囲にやむを得ず作業者等を立ち入らせる場合は、誘導員を配置すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント
4	4月 10時頃	建築工事業 民間 1~9名	足場 墜落、転落	<p>(発生状況) 木造2階建てのリフォーム工事において、足場の組立作業中、地上2層目の手すりを取り付けていたところ、約4mの高さから墜落した。 墜落時、被災者は安全帯を着用していたが使用していなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) ①手すり等設置のため足場上を移動するときの墜落防止措置として、安全帯のフックを掛けるための親綱を張ること。 ②親綱を張るまでの間においては、安全帯のフックを掛ける十分な強度のある足場の部材を先行して組み立て、その部材に安全帯を掛けること。</p>
5	6月 20時頃	その他の建設業 民間 1~9名	クレーン はさまれ、巻き込まれ	<p>(発生状況) スタックークレーンのケーブル取替工事において被災者が上から垂らされるケーブルの長さを確認する作業中、他の作業者がクレーンを約1m前進させたときに、クレーン制御盤と柱とのすき間に挟まれた。</p> <p>(災害防止のポイント) ①スタックークレーンに接触するおそれのある走行等範囲に関係労働者の立入り（体の一部を含む）を禁止すること。 ②作業の必要上、上記①の範囲内で労働者に作業を行わせる場合は、クレーンが不意に起動することによる危険を防止するため、クレーンの運転を禁止するとともに、運転を禁止する旨の表示をすること。 ③クレーンの点検等においてクレーンを操作する場合、作業指揮者を定め作業指揮させ、かつ、点検等の作業に従事する労働者とクレーン運転者との間の連絡及び合図の方法を定め、当該方法により連絡及び合図を行わせること。</p>
6	7月 21時頃	建築工事業 民間 10~29名	乗用車、バス、バイク 交通事故(道路)	<p>(発生状況) 現場作業を終え、社用車に3人が同乗して会社指定の駐車場に戻る途中、自動車専用道路を走行中に左前輪のタイヤがパンクしたため路側帯に駐車し、被災者が右後輪に輪留め作業をしていたところ、後方から来た乗用車にひかれた。乗用車の運転者の前方不注意が原因と思われる。</p> <p>(災害防止のポイント) 高速道路等危険な箇所では、なるべく、ロードサービス業者を手配し、業者が来て作業を終了するまでの間安全なところで退避すること。</p>

番号	発生月 発生時刻	業種 発注関係 事業場規模	起因物 事故の型	発生状況 災害防止のポイント	
7	10月 15時頃	その他の建設業 民間 10～29名	屋根、はり、もや、けた、合掌 墜落、転落	<p>(発生状況) 被災者は2階建の建物の屋根に上がって太陽光パネルを設置作業中、約7m下の舗装された駐車場に墜落し、搬送先の病院で2日後に死亡した。 被災者は安全帯を着用していたが、安全帯のフックを掛ける親綱等は屋根上に張っていなかった。</p> <p>(災害防止のポイント) 親綱及び親綱の附属設備を屋根上に設置し、作業者は安全帯のフックを親綱等に掛けた上で作業をすることを徹底すること。</p> <p>「一足場の設置が困難な屋根上作業－墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」参照</p>	
	8	10月 19時頃	その他の建設業 民間 10～29名	フォークリフト 墜落・転落	<p>(発生状況) 客先の工場設備の機械更新工事において、当日の作業を終えて退出する際に、客先工場のシャッターが閉まらなくなったため、パレット6枚を積み重ねた（高さ86cm）上に作業員2名を乗せ、フォークリフトを使用して高さ約3.5mに上昇させシャッターの修理を行っていたところ、1人が床面に墜落した。</p> <p>(災害防止のポイント) ①フォークリフトの運転席以外の箇所に作業員を乗せないこと。 ②フォークリフトを作業員の昇降、パレットを作業床とした作業員の高所作業等、主たる用途以外に使用しないこと。当該作業については、高所作業車を使用すること。</p>
	9	11月 8時頃	土木工事業 公共 1～9名	移動式クレーン 激突され	<p>(発生状況) 車両積載型トラッククレーンの荷台から、刈り取った草を集める作業を行うための建設機械を当該クレーンを旋回させてフェンス外側に降ろしている時に、トラッククレーンが右側に横転し、当該クレーンの操作をしていた作業員がトラックに激突されてトラックの下敷きになった。吊っていた建設機械は川に転落した。</p> <p>(災害防止のポイント) ①発注者は、フェンス外側で建設機械を使用する場合は、川への建設機械の転落防止措置がない状態での作業となるため、フェンス外側の草を集める作業は人力で行うものを想定していた。施工業者は安全な作業計画を作成し、具体的な作業方法等は発注者に予め通知すること。 ②施工業者が車両積載型トラッククレーンを用いて建設機械を降ろす場合、作業方法、アウトリガーの最大張出し等、転倒防止について十分検討すること。※ジブを有するクレーンの特性として、つり荷の動揺により定格荷重を超えた状態となること、転倒により危険を及ぼす位置でのクレーンの操作は行わないこと。</p>
					

# 14 第12次労働災害防止計画の概要

## 建設業対策

【目標】 死亡者の数を20%以上減少させる（H29/H24比）

### 墜落・転落防止対策

- ・足場からの墜落・転落災害防止対策の推進
- ・はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止機材等の開発、普及
- ・ハーネス型の安全帯の普及

### 震災の影響による人材不足等を踏まえた対策

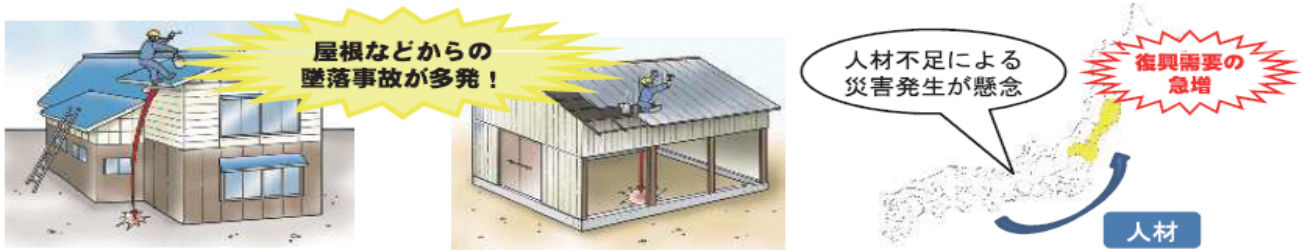
- ・安全衛生に必要な経費の積算とその経費の関係請負人への確実な伝達
- ・建設現場の統括安全衛生管理の徹底

### 解体工事対策

- ・アスベストのばく露や飛散の防止の徹底
- ・解体、改修工事時の安全対策に係るガイドラインの策定

### 自然災害の復旧・復興工事対策

- ・自然災害によって被災した地域の復旧・復興工事での労働災害防止対策の徹底



# 15 労働契約法で規定する安全配慮義務

## 労働者の安全への配慮

第5条 使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。

### 【解説】

#### 趣旨

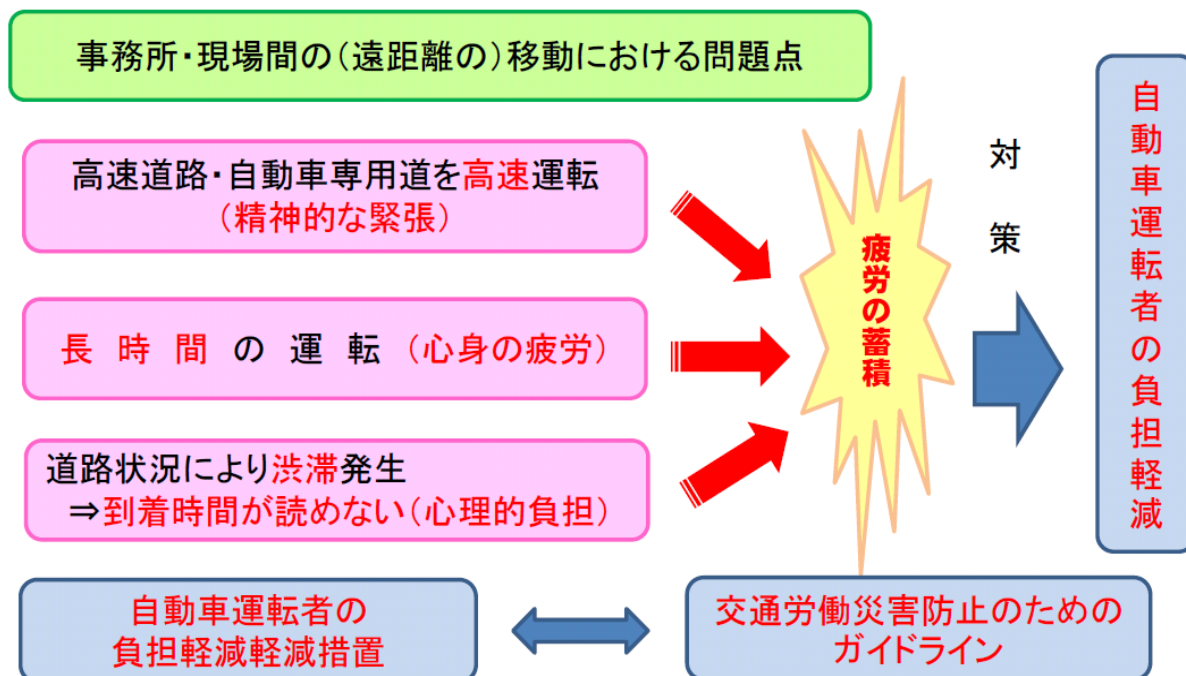
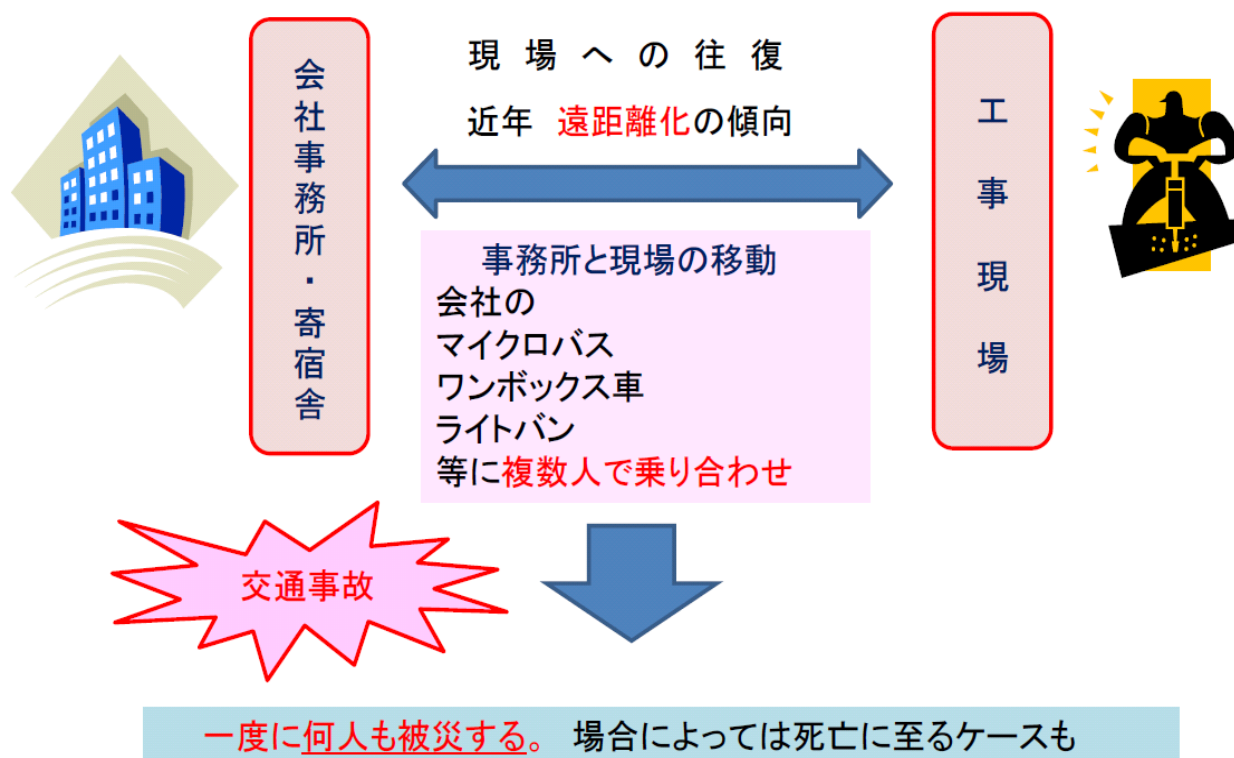
通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労働に従事するものであることから、判例において、労働契約の内容として具体的に定めずとも、労働契約に伴い信義則上当然に、使用者は、労働者を危険から保護するよう配慮すべき安全配慮義務を負っているものとされていますが、これは、民法等の規定からは明らかになっていないところです。

このため、法第5条において、使用者は当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。

#### （解説補足）

- 1 使用者は、労働契約に基づく賃金支払義務を負うほか、労働契約に特段の規定がなくとも、付随的義務として当然に安全配慮義務を負うことを規定したものです。
- 2 労働契約法の安全配慮義務の「生命、身体等の安全」とは心身の健康も含まれます。
- 3 「必要な配慮」とは、労働安全衛生関係法令で最低限遵守しなければならない事項は当然に守っていただく上、加えて、労働者の職種、労務内容、労務提供場所等の具体的な状況に応じて必要な配慮をすることが求められるものです。

## 16 建設業の交通労働災害の防止対策



- 1 運転業務による疲労を軽減するため、運転者の(通常業務)の作業軽減を図る。(運転者が緊張を伴う運転業務中、同乗者は車内で休息できる。)
- 2 同乗者も運転者への配慮が必要である。(運転者が疲れているようだったら、休憩を取るようになる。運転者は、早く帰宅したい同乗者を思うと、途中で休憩を取ることを言い出しにくい。)

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律の概要

建設業における重大な労働災害の発生状況等に鑑み、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、公共発注・民間発注を問わず、労災保険料を含む安全衛生経費の確保や一人親方問題への対処等がなされるよう、特別に手厚い対策を国及び都道府県等に求めるもの

## <目的、基本理念>

### 目的、基本理念

- <目的> (第1条関係)
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めること等により、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資すること
- <基本理念> (第3条関係)
- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
  - 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
  - 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
  - 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

## <国等の責務、法制上の措置等>

### 国等の責務、法制上の措置等

- <国等の責務> (第4条から第6条まで関係)
- 国は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的に策定、実施する
  - 都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する
  - 建設業者等は、基本理念にのっとり、建設工事従事者の安全及び健康の確保のために必要な措置を講ずる
- <法制上の措置等> (第7条関係)
- 政府は、施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない

## <基本計画等、基本的施策>

### 基本計画等

(第8条・第9条関係)

- 政府は、建設工事従事者の安全及び健康に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を策定しなければならない
- 都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める

### 基本的施策

(第10条から第14条まで関係)

- ①建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進 ②責任体制の明確化（下請関係の適正化の促進） ③建設工事の現場における措置の統一的な実施（労災保険関係の状況の把握の促進等） ④建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 ⑤建設工事従事者の安全に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した材料・資機材・施工方法の開発・普及の促進 ⑥建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

## <推進会議の設置>

### 建設工事従事者安全健康確保推進会議

(第15条関係)

関係行政機関相互の調整を行うことにより、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進を図るため、「建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び専門的知識を有する者によって構成する「建設工事従事者安全健康確保推進専門家会議」を設ける

施行期日：公布日から起算して3月を経過した日



# はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する人が多いのではないのでしょうか。しかし、過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

**ポイント 1** はしごや脚立に関する災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用しましょう。 **P 2 参照**

**ポイント 2** はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討しましょう。 **P 3 参照**

**ポイント 3** はしごや脚立を使用する際は、高さ1m未満の場所での作業であっても墜落防止用のヘルメットを着用して、頭部の負傷を防ぎましょう。 **P 4 参照**

## 統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

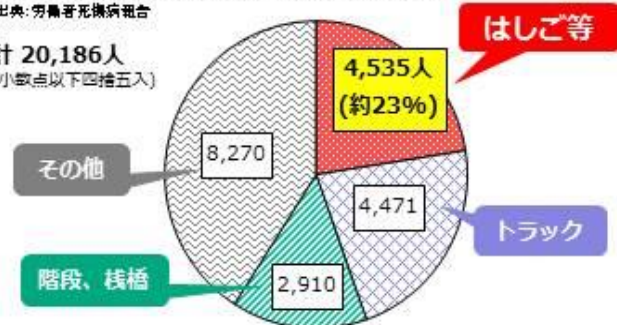
※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

### ① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い (平成23年～27年 5年平均)

【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】

出典：労働者死傷病報告

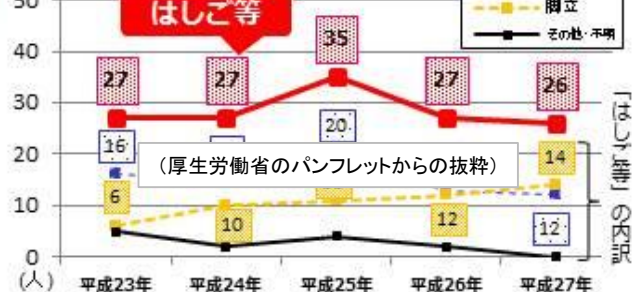
計 20,186人  
(小数点以下四捨五入)



### ② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】

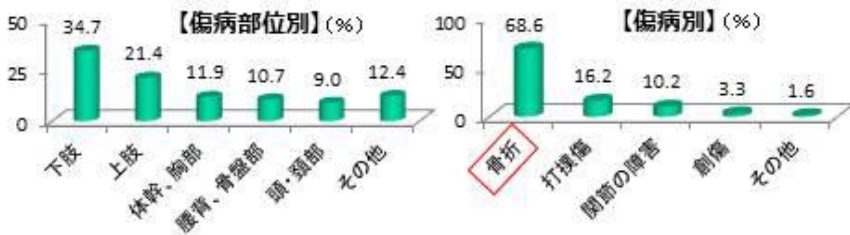
出典：死亡災害報告



参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

### 脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件(全数の25.5%)を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件(うち墜落・転落災害は約86%)であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



### グラフからわかること

【傷病部位別】  
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】  
**骨折が全体の約3分の2**を占め、重篤な災害につながりやすい。

## ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

### はしご

#### No.1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。



#### ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。



#### No.2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



#### ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかり固定する。  
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

#### No.3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。  
(耐滑性の低い靴を使用)



#### ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。  
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

### 脚立

#### No.1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

#### No.2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



#### ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。  
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。  
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

#### No.3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



#### ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかり保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。